

## 「採血基準見直しの検討に係るワーキンググループ」の設置について(案)

### 1 目的

「献血推進のあり方に関する検討会」(以下「検討会」という。)の審議事項である「採血基準見直しの検討」について、以下(1)～(4)に掲げた個別の見直し案等についてエビデンスの検証等を行い、安全に実施可能かどうかを検討する。

- (1) 400 mL 採血、成分採血の下限年齢の見直し
  - ・「18歳～」→「17歳～」又は「16歳～」と見直すべきか
- (2) 血小板成分採血の上限年齢の見直し
  - ・「～54歳」を引き上げるべきか
- (3) 採血基準項目の「血液比重又は血色素量」を「血色素量」に改められないか
- (4) 年間総採血量、年間採血回数、採血間隔を見直すべきか
  - ・400 mL の年間採血回数：「男性3回以内」→「男性4回以内」など
- (5) 男性の血色素量最低値を見直すべきか
  - ・現行の「12.5g/dL 以上」→「13.0g/dL 以上」など
- (6) 未成年者のインフォームドコンセント、ドナーの安全対策についてどう考えるか  
(海外との比較を念頭に)
- (7) その他見直しが必要な事項

### 2 組織及びメンバーの構成(メンバー構成・案は別紙)

- (1) ワーキンググループは、7～8人程度のメンバーで構成する。
- (2) ワーキンググループに座長を置く。
- (3) 座長は、会務を総理し、会を代表する。
- (4) ワーキンググループは、必要に応じ、関係者から意見を聴取することができる。
- (5) 検討会の委員及び厚生労働省医薬食品局血液対策課は、オブザーバーとしてワーキンググループに出席することができる。

### 3 ワーキンググループの運営

- (1) ワーキンググループの運営は、検討会からの要請により、(財)血液製剤調査機構が行う。
- (2) ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、(財)血液製剤調査機構が座長と協議の上定める。また、検討結果は、検討会に報告し、了承を得るものとする。
- (3) ワーキンググループは、原則非公開で開催するものとする。